

変 更 案	現 行
<p><u>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項</u></p> <p>第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ なお、上記の通知・伝達的手段に加え、<u>厚生労働省総合情報ネットワークシステム</u>が政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（L GWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。</p>	<p><u>第3章 住民の避難に関する措置に関する事項</u></p> <p>第1節 警報の通知及び伝達</p> <p>○ なお、上記の通知・伝達的手段に加え、<u>厚生労働省ネットワーク（共通システム）</u>が政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（L GWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。</p>